

## 平成23年度第3回刈谷市都市計画審議会議事録

### 1 日時及び場所

平成23年11月14日（月）午後1時30分～

刈谷市役所7階 大会議室 B、C

### 2 出席した委員

稲垣健允（会長）、太田宗一郎、神谷鏡治、深谷好洋、加藤賢次、白土美恵子、伊藤幸弘、加藤峯昭、新村健治、黒川智明、新海真規、渡辺周二、石川弘之、都築楓

### 3 欠席した委員

早川孝二、酒井庸行、永井雅彦、渡邊喜代一、古田規雄

### 4 出席した関係職員

建設部長、都市整備部長、上下水道部長、都市整備対策監兼都市計画課長、公園緑地課長、下水道建設課長、担当職員10名

### 5 議 事

議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更（刈谷市決定）

議案第2号 西三河都市計画下水道の変更（刈谷市決定）

議案第3号 西三河都市計画公園の変更（刈谷市決定）（野田公園）

議案第4号 西三河都市計画公園の変更（刈谷市決定）（大手公園）

### 6 開 会

（庶務担当）定刻になりましたので、ただいまから平成23年度第3回刈谷市都市計画審議会を開催させていただきます。

会議の開催にあたり、皆様へお願いでございますが、携帯電話は電源を切ってください。また、マナーモードへの切り替えをお願いします。

本日の審議会より新たに委員になられた方のご紹介をさせていただきます。お手

元の資料の2枚目に委員名簿がございますのでご参照ください。それでは、お名前を申し上げますので、自席にてご起立のほどお願いいたしたいと存じます。

神谷鏡治様。（よろしく申し上げます。）加藤賢次様。（議長の加藤です。よろしく申し上げます。）白土美恵子様。（白土でございます。よろしく申し上げます。）伊藤幸弘様。（伊藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。）加藤峯昭様。（加藤峯昭です。よろしく申し上げます。）新村健治様（こんにちは。新村です。よろしく申し上げます。）黒川智明様。（みなさん、こんにちは。黒川智明と申します。よろしく申し上げます。）新海真規様。（新海です。よろしく申し上げます。）ありがとうございました。

同様に、刈谷市側の紹介をさせていただきます。栗田公園緑地課長。（栗田でございます。よろしく申し上げます。）飯沼下水道建設課長。（飯沼です。よろしく申し上げます。）それでは、会議に先立ちまして、稲垣会長さんからごあいさつをお願いします。

（稲垣会長）みなさんこんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、日ごろは皆様方それぞれの立場で刈谷市の発展のためにご尽力いただき心から敬意を表したいと思えます。

さて、今年は本当に災害の多い年でございます。東日本大地震、今なお、7万人の方が避難所生活を強いられておられます。和歌山の方でも、大変な被害がございました。タイでは何十年振りか洪水が起き、本当に次から次へ災害が起き、今こそ安全で安心なまちづくりを最優先の課題と言われる今日このごろでございます。この間もテレビでちょっとインタビューを見ていましたら、福島のことですかね、災害に遭って普通の生活ができるという大切さをしみじみ感じた、早く普通の生活に帰りたい、ということをおられまして、大変胸を打たれました。そういう意味からするとですね、我々も行政に携わる皆様方は、ぜひとも安全で安心なまちづくりを最優先にして、いろいろな政策に対応していただくことを心から願っています。

さて、今日は今年になりまして3回目の審議会でございます。議案のほうは4つほど予定されております。皆様方のご協力をお願いします。

(庶務担当) それでは本日の会議の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

本日の会議次第、先ほどご覧いただいた委員名簿、議案第2号西三河都市計画下水道変更の参考図、それに事前にお渡しさせていただいております、今回の平成23年度第3回刈谷市都市計画審議会の議案書及び資料集です。お手元になればお知らせください。皆様よろしいでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。これより刈谷市都市計画審議会条例第7条第2項によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、議事進行を稲垣会長よろしくお願いいたします。

(稲垣会長) 議事進行を務めさせていただきます。ご協力をお願いします。今日は、早川委員、酒井委員、永井委員、渡邊喜代一委員、古田委員より欠席の届出があり、出席人数は14名で過半数に達しておりますので、刈谷市都市計画審議会条例第7条第3項により審議会は成立いたします。

また、刈谷市都市計画審議会議事要綱により、議事録署名人を深谷委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。後ほど事務局から議事録を持って確認に行っていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは審議に入ります。

付議事項であります議案第1号から議案第4号につきましては、刈谷市決定案件でございますので、当審議会の議を経まして、刈谷市の都市計画を決定するものであります。

議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更(刈谷市決定)」について、事務局より説明をお願いします。

(都市整備対策監) 議長、都市整備対策監 【議案第1号説明】

議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更(刈谷市決定)」について説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、生産緑地地区について簡単にご説明申し上げます。生産緑地地区は平成3年に改正されました生産緑地法に基づきまして、市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全

等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地で、一団地500㎡以上の農地等を対象に、平成4年12月4日付けで面積68.85haを刈谷市が都市計画決定をしております。

それ以降におきましては、農業の主たる従事者の死亡や農業に従事することを不可能とさせる故障から生産緑地法第10条による買取り申出があり、同法第14条による生産緑地地区内における行為制限の解除がされたもの、および公共施設等の用に供したのものについて、生産緑地地区の都市計画変更を行っております。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。お手元の議案書の1ページをお願いします。

議案として付議します都市計画の変更内容は、現在の生産緑地地区の面積51.5haを、0.6ha減じた50.9haにするものでございます。

理由につきましては、農業の主たる従事者の死亡、若しくは農業に従事することを不可能とさせる故障により、生産緑地法第10条による生産緑地の買取り申出が土地の所有者から提出されたことを受けて、公共施設等を整備する事業者である市及び県へ当該生産緑地の買取り希望の有無の照会と、農業委員会を通じて当該生産緑地で農業従事を希望される方への生産緑地の買取り斡旋を行いました。買取り希望が無く、同法第14条に基づき生産緑地地区内の行為制限を「全部」または「一部」解除したものであり、平成22年度中に発生したものでございます。

議案書の2ページの「生産緑地地区の変更箇所一覧表」をお願いします。

具体的な変更箇所につきましては、「生産緑地地区の変更箇所一覧表」の右側に記載します「箇所番号」にありますように、変更団地数は合計で7団地となっております。また、「箇所番号」のそれぞれの位置につきましては、資料集の「図面番号1 刈谷市生産緑地地区図」に記載しておりますので、あわせてご覧ください。一覧表の内、「一団を構成する筆」および「参考面積」の欄で、二重線にてすべて抹消してある箇所が全部解除としたものでございまして、3団地の約0.3haでございます。また、同様に「一団を構成する筆」の欄で二重線にて一部抹消され、かつ、「参考面積」の欄で面積が2段で表記してある箇所が一部解除としたものでございまして、4団地の約0.3haでございます。

以上のことから、行為制限の「全部」または「一部」解除により、生産緑地地区から除外する面積は合わせて、約0.6haでございます。

以上が、生産緑地地区の変更に関する具体的な内容でございます。

参考としまして、議案書3ページの「生産緑地地区総括表」に、変更後における地区ごとの一団数および団構成全面積がございますので、ご参照ください。

なお、本案件につきまして、平成23年9月12日から平成23年9月26日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者は1名で、意見書の提出はありませんでした。

今後のスケジュールにつきましては、この都市計画審議会の議を経て、愛知県知事協議後、12月末までに都市計画変更の告示を予定しております。以上で説明を終わります。

(稲垣会長) ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何かご意見、ご質問はございませんか。ご意見等もないようですので、採決を取らせていただきます。議案第1号につきまして、原案どおり決定してよろしいか。

#### 【異議なし】

ありがとうございます。ご異議ないものと認め、議案第1号は原案どおりいたします。

次に、議案第2号「西三河都市計画下水道の変更(刈谷市決定)」、議案第3号「西三河都市計画公園の変更(刈谷市決定)」は関連がありますので、2議案を一括議題といたします。

それでは、2議案について事務局より説明をお願いします。

(下水道建設課長) 議長、下水道建設課長 【議案第2号説明】

それでは、議案第2号「西三河都市計画下水道の変更(刈谷市決定)」について説明いたします。

それでは、議案書の4ページとあわせて、図面番号2番の総括図をご覧ください。

議案第2号につきましては、西三河都市計画刈谷公共下水道を、次のように変更するものであります。内容といたしましては、「その他の施設」に、野田公園雨水地下貯留施設を追加するものであります。

ここで、「その他の施設」についてご説明いたします。

都市計画下水道で定める項目としては、下水道の名称、排水区域、下水道管渠、その他施設、の4つがありまして、今回はその内の「その他の施設」に該当するもので、他の項目については変更ありません。

貯留施設の位置につきましては、総括図の中央、野田公園内となります。

変更の理由といたしましては、二級河川吹戸川流域は、市街化の進展にともない雨水流出量が増加しており、近年発生した、平成20年8月末豪雨においても、野田公園周辺で浸水被害が発生しております。今回の変更では、家屋被害解消のため、野田公園内に雨水地下貯留施設を設置し、「その他の施設」として追加するものであります。

ここで、野田公園に決めた理由を簡単にご説明させていただきます。

雨水の貯留施設は、一般的に浸水箇所から近い位置に設置した方が効率もよく、工事費も安くなります。今回、野田公園周辺が浸水箇所でありますので、その近くということで、野田公園のグラウンドの地下、東刈谷小学校のグラウンドの地下、野田公園周辺の道路の地下、の3つを候補地として挙げ、それらについて、施工性、経済性、工事期間などについて比較検討を行って決定をいたしました。

次に、施設の内容についてご説明いたしますので、図面番号3番の計画図とあわせてお手元の資料にあります議案第2号「西三河都市計画下水道の変更」の参考図をご覧ください。

まず、図面番号3番をお願いします。

上が平面図、下が断面図であります。貯留施設は、野田公園のグラウンドの地下1.5mの深さのところに配置します。縦、南北方向ですけど32m、横、東西方向は55m、内空高さ3.5mの大きさで、貯留量は4,600<sup>3</sup>m<sup>3</sup>となります。

次に、水の流れを説明いたしますので、参考図をお願いします。

降雨により、公園北側の既設水路の水位が上昇しますと、雨水が流入堰を超えて貯留施設に流れ込みます。そこで、一旦貯留した後、放流先の管渠や河川の水位が落ち着きましたら、東側の道路に埋設されております既設の雨水管路へ放流をいた

します。以上が都市計画下水道の変更に関する具体的な内容でございます。

なお、本案件につきまして、平成23年9月12日から平成23年9月26日までの間、公衆の縦覧に供したところ、縦覧者は1名で、意見の提出はありませんでした。今後のスケジュールにつきましては、この都市計画審議会の議を経て、愛知県知事協議後、12月末までに都市計画変更の告示を予定しております。以上で説明を終わります。

(公園緑地課長) 議長、公園緑地課長 【議案第3号説明】

第3号議案 「西三河都市計画公園の変更(刈谷市決定)」について説明させていただきます。資料集図面番号4番の総括図をご覧ください。ご審議をお願いするのは、野田公園の区域の変更になります。

それでは、議案書の5ページとあわせて、図面番号5番の計画図をご覧ください。都市公園法施行規則により、公園面積が2ha未満の都市公園の地下には、先ほど説明のありました野田公園雨水地下貯留施設が設置できないため、公園面積が約1.5haである野田公園において、適正かつ合理的な土地利用を図るため、公園区域の一部に立体的な範囲を定め、その地下を公園区域から除くものであります。

なお、本案件につきまして、平成23年9月12日から平成23年9月26日までの間、公衆の縦覧に供したところ、縦覧者及び意見の提出はありませんでした。

今後のスケジュールにつきましては、この都市計画審議会の議を経て、愛知県知事協議後、12月末までに都市計画変更の告示を予定しております。以上で説明を終わります。

(稲垣会長) それでは、2議案の説明がございました。何かご意見、ご質問等はありませんか。

(加藤委員) よろしいですかね。一つ質問したいんですけど、貯留施設の設置箇所の中の三つの候補地のうち、野田公園に決めた理由として、施工性、経済性、工事期間などを比較検討した結果であると説明がありましたけども、具体的にどのような内容で決められたのかちょっとお聞かせいただければと思います。

(下水道建設課長)議長、下水道建設課長

3つの候補地について、施工性等を検討した内容を説明いたします。

まず、施工性についてですけれども、野田公園の場合、公園の使用制限が必要になります。ただ、工事に必要な場所がすべてここで確保できますので、公園内部で工事を完結できます。次に、東刈谷小学校グランドの場合ですけれども、面積的にグランドの大半に使用制限をかける必要がありますので、体育の授業等のことを考えますと少し難しいかなと思われれます。また、工事の車両の出入り等が発生しますので、児童に対する交通安全の面でも問題があります。そのほか、浸水箇所から東刈谷小学校まで雨水を引くための管の設置工事も必要となりますので、小学校のグランド内部だけでは工事を完結することができません。あと、道路の場合ですけれども、野田公園周辺の市道にはすでに雨水管をはじめ污水管、水道管等が埋設されておりますので、場所としては、道路幅の広い県道ですね、岡崎刈谷線ということになります。が、県道は非常に交通量が多く、工事に必要な場所を確保するために、長期にわたり交通制限をかけることは困難であると思われれます。以上のことから、施工性については、野田公園が一番優れていると判断しております。それから、次は経済性ですけれども、まず野田公園のグランドの場合は、浸水箇所から近いために貯留施設を比較的浅く設置することができます。そのため、プレキャスト製品、コンクリートの二次製品ですけれども、これを採用することができますので、工事費は安くなります。それから、東刈谷小学校の場合ですけれども、浸水箇所から距離にして、だいたい400mと遠いために、勾配の関係上、貯留施設を深く設置する必要があります。そのため、現場打ちコンクリート製となりまして、工事費は先に説明した野田公園の場合より高くなります。

次に道路の場合ですけれども、道路の地下空間に貯留施設、この場合は貯留管なんですけれども、それを設置することになります。が、推進工法を採用することになりますので、工事費は公園や小学校よりさらに高くなると考えられます。ということで、経済性についても、野田公園のグランドが一番優れていると判断をしております。それから、工事期間ですけれども、野田公園グランドの場合はプレキャスト製品、二次製品のため、型枠の設置やコンクリート打設後の養生など、そういった期間は必要ありませんので、工期は短くなります。



それから、東刈谷小学校の場合は、現場打ちコンクリートであります。さらに掘削深が深くなりますので、土留め工が必要になり、工期は長くなります。

最後に、道路の場合ですけど、例えば直径3mの管を推進で設置するとなりますと、延長約650m必要となります。また、推進工法ですので、推進の機械や管をセッとするための立坑という施設が必要となり、工期はさらに長くなります。ということで、工事期間についても、野田公園グラウンドは最も優れていると判断しました。以上のことから、総合評価として野田公園のグラウンドが最も優れていると判断しました。以上です。

(加藤委員)もうひとつ、いいですかね。そういった場合にですね、今度野田公園のグラウンドを使うとなると、当然グラウンドで野球だとかいろいろなものをやってみえた方が見えなくなると思うんですけど、そういった場合どのようにされる予定ですか。

(下水道建設課長)議長、下水道建設課長

グラウンドの一般利用につきましては、他の施設を利用してもらうことになります。ただ、地区の行事等ですね、そういったものについては、可能な限り代替地等の対応はできるように調整をしていく考えであります。以上です。

(稲垣会長)ほかにございませんか。

(新海委員)この事業について、国費あるいは県よりの補助部分はあるのでしょうか。お聞かせください。

(下水道建設課長)議長、下水道建設課長

この工事は2分の1は、国庫補助金が出るものでございます。以上でございます。

(新海委員)すみません、もしその詳細といたしますか、内訳が分かりましたら、分かる範囲でけっこうですのでお聞かせください。

(下水道建設課長)議長、下水道建設課長

詳細というと、5億円の2億5千万は国庫補助金が出るということでございます。

(新海委員)半分ですか。

(下水道建設課長)そうです、2分の1です。

(新海委員)失礼しました。ありがとうございます。

(稲垣会長)よろしいですか。

(新村委員)野田公園に貯留施設を追加し、とありますが、その前何かそういった施設があったのでしょうか。それと、今回貯留施設を造るのですが、東海豪雨でああいう状態で浸かったということで、例えば、この間東海豪雨でだいたい500mmでよかったと思いますが、それに対する対策、もっともっと上のこの間台風12号が起きたように1,800mmまで浸かったようですが、どこらへんまで対応できる貯留施設になっているんですか。

(下水道建設課長)議長、下水道建設課長

表現として追加しておりますというのは、先ほど説明したようにその他の施設ということで、3つ既に都市計画決定がされております。内容はですね、市原ポンプ場とか亀城ポンプ場等のポンプ場にして、貯留施設としては今回初めてでございます。

それから、今回の事業の計画規模、雨量ですけど、10年確率降雨を計画しておりますので、時間雨量としては63mmでございます。ですから、平成20年の8月末豪雨だと、76.5mmぐらいですので、そこまではいかないですけど、10年確率降雨で整備をいたします。現在ですね、雨水の施設で整備されているのは5年確率降雨で、時間雨量50mmでございますので、それよりは大きくなります。以上です。

(稲垣会長)よろしいですか。

(渡辺委員) みなさん聞かれたことで、簡単なことですが、お聞きします。刈谷市で初めてこの制度をやられると思うんですけど、近隣市には、このようにやられたところは数多くあるのか、ちょっと教えてほしいです。

(公園緑地課長) 議長、公園緑地課長

愛知県内では北名古屋市で2件、豊田市で1件の3件と聞いております。全国的な件数の把握はしておりません。以上でございます。

(稲垣会長) そのほかにありますか。

(稲垣会長) 公園から除外する理由を教えてください。

(公園緑地課長) 議長、公園緑地課長

まず、外した理由は、先ほども述べましたように、面積が2ha未満の公園には、貯留施設等の設置ができないと、都市公園法の中に規定してありまして、そのために、今回平成16年にできました立体公園という制度を使わせていただく、ということでございます。

(稲垣会長) それで、運動場としてある程度使うことは関係ないと。

(公園緑地課長) 図面番号の5番、断面図が描いてあるわけですが、地上から1.5mまで、ここは公園として残ります。公園の1.5m下の部分が除外する部分でございます。よろしく申し上げます。

(稲垣会長) それは、決めたということですね。

(公園緑地課長) はい、そういうことです。

(稲垣会長) これ、水がいっぱいになったら、自動にでてくるんですか。

(下水道建設課長)議長、下水道建設課長

はい、自然流下でございます。

(稲垣会長)他にございませんか。意見もないようでございます。ただいま議題となっております2議案について一括採決を取らせていただきます。議案第2号、議案第3号につきまして、原案どおり決定してよろしいか。

#### 【異議なし】

(稲垣会長)ありがとうございました。ご異議ないものと認め、議案第2号、議案第3号は原案どおりといたします。

次に、議案第4号「西三河都市計画公園の変更(刈谷市決定)」について事務局より説明をお願いします。

(公園緑地課長)議長、公園緑地課長 【議案第4号説明】

議案第4号「西三河都市計画公園の変更(刈谷市決定)」について説明させていただきます。資料集、図面番号6番の総括図をご覧ください。ご審議をお願いしますのは、芦野公園を大手公園に変更するものでございます。議案書6ページと合わせて、図面番号7番の計画図をご覧ください。

変更の内容でございますが、種別は街区公園のままで変更ありません。名称として、番号2・2・387号、公園名は大手公園でございます。位置としまして、刈谷市大手町2丁目でございます。面積は約0.32haでございます。

変更理由といたしましては、市役所周辺の再整備に伴い、芦野公園を市役所及び旧南庁舎の駐車場とすることになったため、その代替として大手公園を整備するものです。図面番号8番をご覧ください。参考図として計画平面図を添付しております。大手公園予定地は、旧市民会館跡地の北側半面とし、南側は都市計画決定を行わずに大手公園として、平常時だけでなく災害時にも一体的に利用できる空間として整備します。

なお、本案件につきまして、平成23年9月12日から平成23年9月26日までの間、公衆の縦覧に供したところ、縦覧者及び意見の提出はありませんでした。

今後のスケジュールにつきましては、この都市計画審議会の議を経て、愛知県知事協議後、12月末までに都市計画変更の告示を予定しております。

以上で説明を終わります。

(稲垣会長) ただいまの説明に対するご意見、ご質問等はありませんか。

(渡辺委員) 芦野公園の大きさは0.26ですけど、大手公園になった場合は0.32と大きくなりますけど、これだけ大きくとる理由は何かあるのでしょうか。それともう一点は、もう一つ防災公園として機能しているということですけど、どういう感じで機能がつくのか、その2点について教えてください。

(公園緑地課長) 議長、公園緑地課長

この度の変更では、芦野公園の面積約0.26haに対しまして、大手公園の面積では、約0.32haになっております。これは、昭和40年に換地処分を行った南刈谷都市区画整理事業におきまして、当初は開発基準となる公園面積を確保しておりましたが、その後に道路拡幅などによって0.06haが失われてきていますので、今回の変更を機会に再度確保し、良好な都市環境の提供を図るものです。

もう一つの防災機能を持たせる公園といたしまして、現在のところ災害用仮設便所、かまどベンチ、ソーラー照明及び耐震性の貯水槽などの設置を考えております。以上でございます。

(稲垣会長) ほかにございますか。

(石川委員) 災害用の多目的広場ですけれども、一般的な球技、簡単なもの、そういったものをやれるスペースは確保されているのでしょうか。それともう一点、姫垣公園は存続されるのか、継続はあるのでしょうか。

(公園緑地課長) 議長、公園緑地課長

まず、球技のできる公園にできないか、という話ですが、残りの面積が3,100㎡くらいあるのですが、周りに民家も多いことなどから、球技の取扱いを考えておりません。小さな子どもが遊ぶくらいはできると考えております。それと、姫垣公園でございますが、存続する予定でございます。

(稲垣会長)他にございませんか。ありがとうございました。ご意見等もないようですので、採決を取らせていただきます。

議案第4号につきまして、原案どおり決定してよろしいか。

#### 【異議なし】

(稲垣会長)ありがとうございました。ご異議ないものと認め、議案第4号は原案どおりといたします。以上で、本日の議事はすべて終了いたします。

委員の皆様におかれましては、慎重な審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、平成23年度第3回刈谷市都市計画審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。